

第 9 回 農 業 委 員 会 議 事 錄

開 会 日 令和 7 年 11 月 20 日 (木)

場 所 文化会館たづくり 1002学習室

開会時間 午後 3 時

出席委員

1 番委員	吉 井 美華子	2 番委員	石 坂 弘
3 番委員	隱 田 義 和	4 番委員	斉 藤 秀 樹
5 番委員	田 中 克 政	6 番委員	榎 本 弘 行
7 番委員	箕 輪 勝 弘	8 番委員	荻 本 末 子
9 番委員	鈴 木 晴 夫	11番委員	中 村 佳 之
12番委員	倉 田 道 夫	13番委員	山 内 亜樹子
14番委員	高 橋 安 孝	15番委員	原 光 成
16番委員	小 林 順 哉	17番委員	荒 井 啓 子
18番委員	柏 谷 弘 久	19番委員	榎 本 広 富
20番委員	杉 本 富美男		

欠席委員

10番委員 富 澤 弘 光

事 務 局

局長 元木勇治 次長 高橋夏美
書記 佐野純子 書記 和田知子

○元木事務局長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから第9回調布市農業委員会総会を開催いたします。

ただいまのところ19人の御出席をいただいております。農業委員会議事規則第6条の規定による定足数に達していることを御報告します。

なお、10番議席の富澤委員は、本日都合により欠席する旨の御連絡をいただいております。

それでは、以降の進行を隠田会長、よろしくお願ひいたします。

○議長（隠田会長） 皆さん、こんにちは。本日はお忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

先週の農業まつり、15、16日の両日、天気もよくて、大勢の方に来ていただき、盛大に終わることができました。これも皆様の御協力のおかげです。

引き続き農業委員の皆様には、農地パトロールや来月12月17日の表彰式の参加も、ぜひお願いします。

それでは、議事日程に従い、議事を進めてまいります。

最初に、日程第1、議事録署名委員の指名についてを議題といたします。本日の議事録署名委員には、18番議席の粕谷委員、19番議席の榎本広富委員を指名いたしますので、よろしくお願ひいたします。

続きまして、日程第2、会期の決定についてを議題といたします。会期の日程は、本日1日としたいと思いますが、これに御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」との声あり）

ありがとうございます。御異議なしと認め、そのように決定いたします。

続きまして、日程第3、専決処分の報告についてを議題といたします。報告第24号「農地法第4条第1項第7号の規定による届出について」、報告第25号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出について」を事務局から説明いたします。

○佐野書記 それでは、まず初めに、資料の差し替えをお願いします。報告事項アの一番下の表、令和7年度報告事項アの一番下の表、令和7年度目的別農地転用状況についての、農地法第4条の内訳に誤りがありましたので、机上にあります資料と差し替えをお願いいたします。

それでは、始めさせていただきます。

資料、報告第24号を御覧ください。「農地法第4条第1項第7号の規定による届出につ

いて」であります。農地法第4条は、土地の所有権の移転を行わずに、農地に専用住宅や共同住宅、駐車場などを建設し、宅地や雑種地の地目に転用する場合に農業委員会に届出するものであります。

番号1を御覧ください。土地の所在は西つつじヶ丘1丁目●番●、面積は298平方メートルであります。申請人は●●●●氏、転用目的は戸建て住宅の建設であります。

この土地は神代保育園の南側にある土地であり、生産緑地ではありませんでしたが、今般、自己転用で戸建て住宅の建設が計画され、地目の変更をするものであります。倉田委員が現地確認を行い、現況が農地であることを確認しております。

なお、10月28日に届出があり、申請書類に不備がなかったため、同日受領し、11月12日に受理通知書を交付しております。

次のページをお願いします。資料、報告第25号を御覧ください。「農地法第5条第1項第6号の規定による届出について」であります。農地法第5条は、土地の権利の移動や借地権の設定を行い、農地に戸建て住宅や共同住宅、駐車場などを建設し、宅地や雑種地の地目に転用する場合に農業委員会に届出するものであります。

番号1を御覧ください。土地の所在は深大寺北町2丁目●番●、面積は508平方メートルであります。譲渡人は●●●●氏、譲受人は株式会社東栄住宅であり、転用目的は戸建て住宅の建設であります。

この土地は北ノ台小学校の南側にある土地であり、生産緑地ではありませんでしたが、今般、所有権移転を伴う戸建て住宅の建設が計画され、地目の変更をするものであります。斎藤委員が現地確認を行い、現況が農地であることを確認しております。

なお、10月16日に届出があり、申請書類に不備がなかったため、同日受領し、10月17日に受理通知書を交付しております。

専決処分の報告についての説明は以上です。

○議長　　ただいま事務局から説明がありましたことについて何か御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

（「なし」との声あり）

御質問、御意見もないようですので、報告について承認することに御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」との声あり）

ありがとうございます。異議なしと認め、報告のとおり承認することといたします。

続きまして、日程第4の報告事項を議題といたします。ア、令和7年度農業委員会審議状況及び目的別農地転用状況について、イ、租税特別措置法第70条の6第1項の規定による証明（引き続き農業経営を行っている旨の証明）について、ウ、生産緑地法第10条で規定する農業の主たる従事者の証明について、以上3件を事務局より説明いたします。

○佐野書記 それでは、報告事項について御説明いたします。資料、報告事項アを御覧ください。令和7年度農業委員会審議状況及び目的別農地転用状況となります。

最初の表、令和7年度農業委員会審議状況について(1)、2段目、今回総会での審議状況を御覧ください。農地法第3条の許可申請、第3条の3の届出、第18条及びその他のものはありませんでした。

下の表、令和7年度農業委員会審議状況について(2)を御覧ください。宅地として農地転用したものでは、所有権の移転を伴わない農地法第4条の届出は件数1件、面積298平方メートル、所有権の移転を伴う農地法第5条の届出は件数1件、面積508平方メートルとなっております。

続きまして、一番下の表、令和7年度目的別農地転用状況について御説明いたします。一番下の表は、真ん中の表の令和7年度農業委員会審議状況について(2)の転用後の用途になります。今回審議状況で前回から変更となった部分は、農地法第4条の表の上から3段目、共同住宅・貸家に転用したものが件数5件、面積3,820平方メートル、農地法第5条の表の上から2段目、建売住宅・分譲に転用したもの、件数11件、面積7,380.60平方メートル、表の右の合計欄、件数19件、面積1万1,673.80平方メートルであります。

次のページをお願いします。資料、報告事項イを御覧ください。租税特別措置法第70条の6第1項の規定による証明（引き続き農業経営を行っている旨の証明）についてであります。この証明は、3年ごとに相続税の納税猶予を継続して受けるために税務署に提出するものです。農地が適正に管理されていないなど、農業委員会でこの証明の交付がされない場合、納税猶予制度の適用を継続して受けることができませんので、納税猶予期限が確定し、相続税を遡って支払うことになります。

番号1を御覧ください。土地の所在は柴崎2丁目●番●外3筆、面積は合計で648.20平方メートル、相続税の納税猶予を受ける者は●●●●氏です。倉田委員が現地確認をしております。

番号2について御説明いたします。土地の所在は染地1丁目●番●、面積は826平方メートル、相続税の納税猶予を受ける者は●●●●氏です。粕谷委員が現地確認をしてお

ります。なお、この826平方メートルは、認定都市農地貸付けを行っているため、認定都市農地貸付け等を行っている旨の証明書を併せて発行しております。

番号3について御説明いたします。土地の所在は飛田給3丁目●番●、面積は1,064平方メートル、相続税の納税猶予を受ける者は●●●●氏です。箕輪委員が現地確認をしております。

番号4について御説明いたします。土地の所在は布田6丁目●番●外7筆、面積は合計で3,787平方メートル、相続税の納税猶予を受ける者は●●●●氏です。粕谷委員が現地確認をしております。

番号5について御説明いたします。土地の所在は多摩川1丁目●番●外6筆、面積は合計で3,842.95平方メートル、相続税の納税猶予を受ける者は●●●●氏です。石坂委員が現地確認をしております。なお、うち2筆、518平方メートルは、認定都市農地貸付けを行っているため、認定都市農地貸付け等を行っている旨の証明書を併せて発行しております。

番号6について御説明いたします。土地の所在は深大寺南町4丁目●番●外6筆、面積は合計で3,055.42平方メートル、相続税の納税猶予を受ける者は●●●●氏です。富澤委員が現地確認をしております。

なお、番号1から6につきましては、全ての申請書類に不備はなく、証明書を発行しております。

次のページをお願いします。資料、報告事項を御覧ください。生産緑地法第10条で規定する農業の主たる従事者の証明についてであります。生産緑地は指定から30年経過した場合、または当該生産緑地において中心的な働き手であった者が死亡した場合や、農業に従事することが不可能となった場合に解除することができます。

番号1を御覧ください。土地の所在は国領町2丁目●番●、面積は928平方メートル、主たる従事者は●●●●氏であります。小林委員が現地確認をしております。

なお、番号1につきましては、全ての申請書類に不備はなく、証明書を発行しております。

報告事項についての説明は以上です。

○議長 それでは、ただいま事務局から説明がありましたことについて何か御意見、御質問がありましたらお願いいたします。

(「なし」との声あり)

特に質問がないようですので、報告の3件を承認することについて御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

ありがとうございます。御異議なしと認め、報告のとおり承認することいたします。

続きまして、その他の報告及び連絡事項について、事務局から説明いたします。

○元木事務局長 それでは、次回の総会についての連絡事項です。

次回の総会は12月18日本曜日午後3時から、会場は調布市文化会館たづくり1001学習室になりますので、よろしくお願ひいたします。なお、役員会は同日午後2時30分からです。

事務局からの説明は以上です。

○議長 それでは、本日の日程は全て終了いたしましたので、これで第24期第9回農業委員会総会を閉会といたします。ありがとうございました。お疲れさまです。

閉会 午後3時13分

調布市農業委員会議事規則第53条の
規定によりここに署名押印します。

年　　月　　日

議長

署名委員

18番委員

19番委員